

世田谷区告示第668号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更する。

この関係図面は、令和8年9月28日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年9月28日

世田谷区長 保 坂 展 人

1 認定番号

28-1

2 変更の区間

杉並区上高井戸三丁目322番9の内

3 変更の区域

延 長 10.68メートル

幅 員 0.22メートルから0.23メートルまで

面 積 2.39平方メートル

案内図

—— 特別区道路線の区域編入部分（区域決定）

街区

杉並区上高井戸三丁目1番

